

令和8年4月1日

令和8年度ベビーシッター派遣事業約款

公益社団法人全国保育サービス協会(以下「協会」という。)が実施するベビーシッター派遣事業において、ベビーシッターによる派遣サービスを提供する事業者のうち協会から割引券取扱に関して認定を受けた法人格を有する事業者及びそのサービスを利用する者を雇用している事業主のうち協会から割引券の使用に関して承認通知を交付された者は、「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施について」(令和5年5月11日こ成保第23号子ども家庭庁成育局長通知)別添「ベビーシッター派遣事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)及びこの約款に基づき適正に運用するものとする。

なお、この約款は、協会が発行する割引券の使用、取扱い等について、協会、割引券等取扱事業者及び承認事業主の三者が、割引券を使用するに当たり、その使用手続、取扱い手順、留意事項等について遵守すべき基本的な事項を規定するものである。

当該年度において実施要綱の改正、特例措置等を実施する場合があります。また必要に応じて年度当初に遡及期間を設定して運用する場合があります。遡及の条件、期間等の詳細につきましては、協会割引券ポータルサイトに掲載しますので、必ず確認してください。遡及の条件にあわない場合には割引が受けられませんので注意してください。

割引券等取扱事業者には割引券使用に係るベビーシッターが「認可外保育施設に対する指導監督基準」第1の2(2)イの保育に従事する者の基準のいずれかが記載された名簿の提出が義務付けられています。

割引券を使ってベビーシッターを利用する場合には、ベビーシッターの従事要件を事業者にご確認の上、利用するようにしてください。

第1 事業の目的

ベビーシッター派遣事業は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業として、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

協会が第3に規定する事業主等と連携して、当該事業主等の労働者がベビーシッター

派遣サービスを利用した場合に、その労働者が支払う利用料金の一部又は全部を助成する事業。

第3 助成の対象

この事業の助成の対象は、次に掲げる事業主等（以下「事業主等」という。）とする

- 1 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第1項に規定する事業主
- 2 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第28条第1項に規定する学校法人等（私立学校法第3条に定める学校法人及び同法第64条第4項の法人又は事業団）
- 3 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の3第1項に規定する団体その他同法に規定する団体で子ども・子育て支援法施行令（次項において「政令」という。）で定めるもの
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第126条第1項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

第4 事業の実施方法

事業の実施方法については、以下のとおりとする。

なお、多胎児分（労働者が義務教育就学前の双子児等多胎児を養育している場合）の取扱いについては、2に定めるものとする。

1 ベビーシッター派遣事業（通常分）

（1）助成の方法

協会が事業主等に対してベビーシッター派遣事業割引券（事業主等がベビーシッター派遣事業（通常分）に係る助成を受けるに当たって必要となる情報を記録する電磁的記録として、協会がベビーシッター派遣事業の業務の用に供する電子情報処理組織（以下「割引券管理サイト」という。）を使用して作成したもの。以下「割引券」という。）を発行することによるものとする。

（2）割引券の使用対象者

事業主等に雇用される労働者（以下「対象者」という。）とする。

割引券を使用できる者は、事業主等に雇用される労働者としています。

使用対象者には従業員のほか、パート、アルバイト職員、厚生年金保険の被保険者である企業の代表者や役員が含まれます。

（3）割引金額

割引券1枚当たりの割引金額（以下「割引料」という。）は、2,300円とする。

(4) 割引券対象サービス

- ① 割引券の対象となるサービス（以下「サービス」という。）は、ベビーシッター事業者が提供するサービスのうち、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他次のアからウのいずれかに該当する小学校6年生までの児童（以下「乳幼児等」という。）の家庭内における保育及びベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設（以下「保育等施設」という。）への送迎に限るものとする。
- ア 「身体障害者福祉法」（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている場合
 - イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）に基づき療育手帳の交付を受けている場合
 - ウ その他、地方公共団体が実施する障害児施策の対象となるなど、ア、イのいずれかと同等程度の障害を有すると認められた場合
- ただし、(6)③の括弧書きに定める「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、義務教育就学前の児童の育児のための利用を対象とする。
- ② ①に規定する保育等施設への送迎は、原則として家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であって、次のアからエの規定を充たす場合にのみ割引券の対象とする。
- ア 家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育等施設間の送迎ではないこと。
 - イ 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。
 - ウ 送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること。
 - エ ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者（法人格を有し、協会が割引券等を取り扱う事業者として認定した者。以下「割引券等取扱事業者」という。）が運営する保育等施設の送迎でないこと。

労働者が就労のために、家庭（自宅）内における保育並びに保育所等の送迎にベビーシッターを利用する場合に使用できます。

送迎の利用は、家庭（自宅）と保育所等の送迎で、必ず家庭（自宅）内の保育がなされている利用が対象であり、送迎のみの利用、施設間の送迎、塾や習い事への送迎、同一家庭以外の子を含む送迎は対象外です。

※『家庭（自宅）』は、対象児童が生活する1か所を対象とします。保育施設の利用や実家（祖父母宅等）での保育は対象外です。

また、家庭内での保育とはみなせない長時間の外出や勤務時間外の会食も対象外です。家事を含むサービスには使用できません。

「学童保育への送迎」として割引券が使用できるのは、市町村へ届出がされている“放課後児童クラブ※”のみ対象となります。

また、自治体が設置する一時預かり保育施設は、「両親の就労のために」当該施設を利用している場合にのみ、送迎場所として割引券を使用することが可能です。

※国の事業「放課後児童健全育成事業」として、市町村への届出が必要となるものが対象となります。

利用者は、割引券を使用する前に、通われる学童保育が市町村へ届出がされているかを市町村のホームページ等で確認してください。

③ 割引券は、利用料金が1回につき使用枚数×2,300円以上のサービスを対象とする。なお、この場合における利用料金とは、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まないものとする。

④ 令和元年10月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化の対象にベビーシッターを含む認可外保育施設も含まれている。認可外保育施設等を利用した3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となり、原則として償還払いにより給付される。

本事業の割引券を利用する場合、ベビーシッターの利用料金から、割引券の金額(2,300円等)を控除した額が無償化の対象となり得るため、領収書において割引券の金額とそれ以外の金額を判別できるようにすること。

(5) 割引券等の使用に関する事業主等の申込手続き

① 割引券(ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)を含む(以下「割引券等」という。))の使用を希望する事業主等は、協会が策定する割引券等の使用、取扱いに関する事項を定めたベビーシッター派遣事業約款(以下「約款」という。)の規定内容および利用企業として企業名の公表に同意した上で、協会の専門サイトから申し込むものとする。この申込みは、事業主等のほか事業主等の委任を受けた支店長や営業所長等も行うことができるものとする。

申し込みに当たっては、専門サイト内のベビーシッター派遣事業割引券等使用事業主等承認申込書兼担当者届に子ども・子育て拠出金の納付が確認できる書類(直近の社会保険料の領収証書等)の写しを添付して申し込むものとする。

② ①の規定に基づく割引券等の使用承認に係る申込みの期間は、原則、毎年4月1日から翌年2月15日までとする。

③ 事業主等は、割引券等の発行申込み、受入れ、対象者への交付等の事務に係る連絡調整等を担当する職員を必ず定め、変更が生じた場合は変更後速やかに、担

当事業変更届（様式第1号）を協会に提出するものとする。

- ④ 協会は、①の規定に基づく申込みがあった場合には、①に規定する書類を検査し、直近の子ども・子育て拠出金が支払われていることを確認した上で、当該事業主等に対して承認した旨及び承認番号を通知する。
- ⑤ 協会が割引券等の使用を承認する期間は、承認の通知日から通知日が属する年度の末日までとする。

承認期間は承認通知日から年度末までですが、実際に使用できる割引券の有効期限は、割引券利用手数料の振込みを確認した後に協会が発券し、発券された対象割引券の申込日から年度末までです。

- ⑥ 承認の通知を受けた事業主等（以下「承認事業主」という。）が同一年度内に発行を受けることのできる割引券の枚数の限度（以下「申込限度枚数」という。）は、予算の範囲内において、承認事業主の全体（本社、支社、工場、営業所等を含み、系列会社は含まない。以下同じ。）の労働者数に応じて次のアからキの枚数とする。

- ア 労働者数が300人未満の場合・・・720枚
- イ 労働者数が300人以上1,000人未満の場合・・・1,200枚
- ウ 労働者数が1,000人以上1,500人未満の場合・・・1,800枚
- エ 労働者数が1,500人以上2,000人未満の場合・・・2,400枚
- オ 労働者数が2,000人以上2,500人未満の場合・・・3,000枚
- カ 労働者数が2,500人以上3,000人未満の場合・・・3,600枚
- キ 労働者数が3,000人以上の場合・・・4,800枚

なお、割引券の発行申込みについて、1回あたりの申込可能枚数は、上記あ～きに規程する申込限度枚数の24分の1までとする。

- ⑦ 承認事業主は、割引券の発行を希望するときは、必要枚数を精査し、専門サイトから、①に規定する承認申込時のほか、随時申込みを行うものとする。

ただし、2回目以降の追加発行に係る申込みには当たっては、発行総枚数から直近の発行枚数の2割を除いた枚数が利用済みである場合に限り、申込みできるものとする。

承認の申請は、協会の指定する専門サイトから、割引券の枚数の申込みや割当等の管理は、割引券管理サイトから手続きを行って下さい。

予算事業としての適正な執行管理の観点から、1回の申込み可能枚数は年度限度枚数の24分の1枚までです。2回目以降の追加申込みについては、発行総枚数から直近の発行枚数の2割を除いた枚数が利用済みである場合に申込みができます。詳しくは協会の割引券ポータルサイトをご確認ください。

(6) 割引券の使用条件

割引券は、対象児童1人につき1日1回(1回あたり)2枚、1家庭につき1か月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できるものとする。

ただし、③の括弧書きに定める「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、1家庭1日1回(1回あたり)1枚とし、年度内に4枚以内とする。

なお、割引券の使用は、次の①から⑤のすべてに該当する場合にのみ、使用できるものとする。

- ① 当該割引券は、承認事業主が対象者に交付したものであること。
- ② 対象者は、承認事業主に雇用されており、乳幼児等の保護者であること。
- ③ 対象者は、配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労すること(職場への復帰を含む。)が困難な状況にあること。
- ④ 対象者にサービスを提供するベビーシッター事業者は、割引券等取扱事業者、又は(9)の⑧及び⑨の規定により再認定した割引券等取扱事業者であること。
- ⑤ 対象者は、請負契約によりサービスを受けていること。

③の配偶者の要件については、承認事業主は各要件を確認するための客観的な証明を労働者に求め、確認後、割引券を交付してください。

配偶者の就労：就労証明・勤務表など

病気療養：医療機関から出ている診断書(療養の期間がわかるもの)・入院証明など

求職活動：説明会や面接の日時がわかるものなど

就学：学生証・授業曜日時間のわかるものなど

職業訓練：公的な職業訓練が対象で受講日程が証明できるもの

なお、配偶者の出産のための入院中に利用する場合、その入院期間がわかるものが確認できれば、割引券を交付・使用することができます。

保護者またはそれ以外の大人とベビーシッターが共同で保育を行う場合は対象外です。③の規程に基づき、(保護者を含む)大人が対象児童を保育することができない場合にのみ、割引券を使用することができます。

同一児童に対し、1日に2回以上割引券を使用することはできません。

ひと月・1年間の限度枚数は、対象児童数にかかわらず1家庭で月24枚まで、年間280枚までです。

また「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合は、1家庭1日1回(1回あたり)につき1枚とし年度内4枚以内使用できますが、この4枚は1家庭の年間限度枚数280枚に含まれません。

※月間、年間限度枚数を超過した利用が確認された場合、限度枚数に収まるよう直近ご利用分からお取下げ手続きを実施する可能性がございます。

「職場への復帰」のための利用は、育児休業・介護休業を取られている従業員本人が、職場の面談や健康診断等、復帰のために必要と認められる場合に使用できます。

配偶者の育児休業・介護休業からの職場復帰を目的とした利用はできません。

(7) 割引券の発行に関する手続き

① 協会は、承認事業主から(5)⑦の規定による割引券の発行申込みがあったときは、割引券の発行状況等を勘案して割引券の発行枚数を決定するものとする。

② 協会は、割引券の発行時に、割引券の使用を希望する事業主等の承認、割引券の発行、割引券の精算の手続きに係る費用として、事業主等に割引券利用手数料(以下「手数料」という。)を請求する。

手数料は、割引券1枚につき中小事業主(事業主全体の労働者数が1,000人未満の事業主。以下同じ。)は金70円、それ以外の事業主は金180円を承認事業主に請求する。

③ 承認事業主は、手数料について、速やかに協会が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

なお、この場合の振込手数料は、承認事業主の負担とし、手数料の振込期限は、毎年度、3月20日とする。

年度内の割引券管理サイトからの申込みは、3月10日まで、発行は3月20日の手数料の入金確認分までです。

利用手数料振込先金融機関の口座情報

みずほ銀行 四谷支店 (普通) 1354559

公益社団法人全国保育サービス協会ベビーシッター派遣事業口

シャ) ゼンコクホイクサービスキョウカイベビーシッターハケンジギョウグチ

④ 協会は、承認事業主から(5)⑦の規定による割引券の発行申込みがあったときは、③の規定に基づく手数料の振込みを確認した上で、①の規定に基づき決定した枚数分の割引券を発行する。

なお、この場合における割引券の発行日は、協会が割引券申込書の受付をした上で、手数料が振り込まれたことが確認できた日の翌日(当該日が協会の休日である場合は翌日以降の最初の休日でない日)とする。

⑤ 割引券の有効期間は、申込日(発行日が4月又は5月1日(※)の場合は4月1日)から発行日が属する年度の末日までとし、有効期間内に使用されなかった割引券は、翌年度に繰り越すことはできないものとする。

(※) 令和8年度に限り4月又は5月1日を5月15日までと読み替えるものとする。

協会が発券した対象割引券について、対象割引券の申込日（割引券管理サイトで申込みがされた日）から年度末までが有効期間です。

追加申込み分については、割引券利用手数料の振込みが確認できたのちに協会が発券し、その割引券の申込日から有効となります。

発券された割引券は申込日から有効となりますが、ご利用の割引券等取扱事業者への提出期限は、割引券等取扱事業者ごとに異なりますので、必ず確認して提出してください。

令和8年度に限り、5月15日までに発券された割引券は、4月1日から使用できます。ただし、必ず割引券等取扱事業者の提出期限をご確認ください。

また、該当の割引券であっても、4月利用分の利用者入力は、5月末日までです。6月に入ると4月利用分の入力はできなくなり割引は受けられませんのでご注意ください。

- ⑥ 割引券は、再発行しないものとする。
- ⑦ 割引券は、返却しないものとする。

(8) 審査・点検委員会の設置

- ① 協会は、割引券等の取扱いを希望するベビーシッター事業者（以下「割引券等取扱希望事業者」という。）が、事業の実施に当たり、一定の質を確保したサービス水準及び事務処理能力等を備えている事業者であるかどうかを審査・点検し、割引券等取扱事業者として認定すべきかどうかの判定や割引券等取扱事業者の事業の実施状況を点検するため、ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者審査・点検委員会（以下「審査・点検委員会」という。）を設置する。
- ② ①に規定する割引券等取扱希望事業者は、審査・点検委員会における審査・点検を受けるに当たっては、次のアからエ及び(9)⑧に規定する業務に要する経費等のため、手数料（以下「審査手数料」という。）として50,000円（再認定の場合は17,000円）を負担するものとする。
 - ア 審査・点検委員会の運営に要する経費
 - イ 割引券等取扱事業者の認定後、協会が実施する監査指導に要する経費
 - ウ アおよびイのほか審査判定業務を行うために必要な経費
- ③ ①、②に規定するもののほか、審査・点検委員会の運営に関する事項及び審査・点検委員会における審査判定基準その他の審査・点検委員会に必要な事項は、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定めるものとする。

(9) 割引券等取扱事業者の認定手続き

割引券等取扱事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行日以降においては、同法第十九条第一項の認定を受けていることを必須とするため、令和8年度中には申請を行うものと

する。

なお、各類型の認定手続きについては、以下のとおりとする。

<事業者請負型割引券等取扱事業者>

- ① 割引券等取扱希望事業者は、約款の規定内容に同意した上で、割引券等取扱事業者認定申請書（様式第2号。以下「認定申請書」という。）に次のアからクに掲げる書類を添付して、協会に提出するものとする。

なお、ウ（エ）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により、原則、事業の開始の日から起算して1月以内に届け出ることとされていることから、事業の開始の日から1月以内の期間においては設置届の提出がない場合であっても割引券等取扱事業者としての認定ができるものとするが、速やかに設置届の提出を求めることとし、設置届の提出がない場合、(16)に定めるところにより認定取消を行うものとする。

加えて、ウ（エ）について、割引券対象サービスを就学児童（小学生）のみの預かりとする割引券等取扱希望事業者にあっても、本事業の認定においては、設置届が届出されていることを要件とする。

また、割引券等取扱希望事業者からの認定申請書の提出は、年度内に1回限りとする。

ア 割引券等取扱希望事業者の経営状況及び業務運営状況等に関する調査票（様式第3号。以下「事業者調査票」という。）

イ 振込口座登録(変更)届（様式第4号。以下「口座届」という。）

ウ 開業を証明する書類

(ア) 登記簿謄本（3か月以内に交付されたもの）

(イ) 定款の写し

(ウ) 法人の決算書・法人税確定申告書の写し（直近のもの）

(エ) 都道府県（指定都市、中核市を含む）に届け出た設置届

エ 営業内容に関する書類

(ア) サービス利用者との利用契約を証するもの（業務請負契約書、1部で可）

(イ) サービス利用者規約

(ウ) サービス利用申込書

(エ) パンフレット等、顧客向け案内資料（料金体系を示すものを添付）

(オ) 保育レポート又はこれに類するもの（業務記録）

(カ) 予約・手配表又は予約受付簿等、利用者の予約状況とベビーシッターの手配状況が確認できるもの

オ 割引券使用に係るベビーシッターに関する書類

(ア) 就業規則

(イ) 就労に関する契約書

(ウ) 在宅保育業務に関するマニュアル

(エ) 保育の理論や実践等に関するマニュアル

- (オ) 安全管理や事故防止、事故発生時の対応等に関するマニュアル
 - (カ) 自社研修に関する、年間計画表、研修カリキュラム、直近の実施済み研修会の配付資料及び参加者名簿並びに開催案内などの資料
 - (キ) ベビーシッターの名簿（割引券使用に係るベビーシッターが、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2（2）イの保育に従事する者の基準のいずれを満たすかが記載されたもの。）
 - (ク) 割引券使用に係るベビーシッターが、ウェブカメラの設置その他のサービス利用者がサービス提供中の様子をオンライン等で確認する仕組みの利用（以下「ウェブカメラの設置等」という。）に同意していることを確認できる書類
- カ 賠償責任保険等の証書の写し及び保険加入証明書（割引券使用に係るベビーシッターに限る。）（次の（ア）及び（イ）を満たすもの）
- (ア) ベビーシッター業およびそれに付随する一切の業務を目的とした賠償責任保険
 - 対人賠償：1名1億円以上、1事故5億円以上
 - 対物賠償：1事故500万円以上
 - (イ) ベビーシッター請負先児童にかかる傷害保険
 - 死亡・後遺障害保険金額：1口100万円以上
 - 入院保険金日額：1口1,500円以上
 - 通院保険金日額：1口1,000円以上
- キ 労働保険及び社会保険の直近の領収証書の写し
- ク ウからキに定めるもののほか、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定めるもの
- ② 協会は、①に規定する提出書類の受付に当たっては、割引券等取扱希望事業者に対して適合しない書類の補正を求め、書類が完備した日を受付日と定めるものとする。
 - ③ 協会は、②の規定により提出書類が完備されていることを確認したときは、割引券等取扱希望事業者に対して期日を指定して審査手数料の支払いを通知し、割引券等取扱希望事業者は、当該期日までに協会が指定した金融機関の口座に審査手数料を振り込むものとする。
 - ④ 協会は、③の規定に基づく審査手数料の振込を確認したときは、審査・点検委員会に諮り、割引券等取扱事業者としての認定の可否を判定する。
 - ⑤ ③の規定により割引券等取扱希望事業者が振り込んだ審査手数料は、認定申請書の取り下げ等により審査・点検委員会での判定を受けない場合を除き、返還しない。
 - ⑥ 協会は、④に規定する審査・点検委員会における判定結果を受け、認定の可否

を決定するものとし、認定することを決定したときは、割引券等取扱事業者認定通知書（様式第5号）により、認定しないことを決定したときは、割引券等取扱事業者認定却下通知書（様式第6号）により、速やかに当該割引券等取扱希望事業者に通知する。

- ⑦ ⑥に規定する認定の期間は、認定の日から認定の日が属する年度の末日までとする。
- ⑧ 前年度においてベビーシッター派遣事業の割引券等取扱事業者の認定を受けていた事業者にあつては、協会は、割引券等取扱事業者再認定に関する指示書（様式第7号）により、割引券等取扱事業者に①のホに規定する賠償責任保険証書等の提出を求めるものとし、再認定をしないことの判断に当たっては、審査・点検委員会に意見を求めるものとする。

なお、当該割引券等取扱事業者は、別途、協会の指示により①に規定する書類を提出するものとする。
- ⑨ 協会は、⑧の規定により提出された賠償責任保険証書等を確認し、再認定するときは、割引券等取扱事業者再認定通知書（様式第8号）により、割引券等取扱事業者に通知するものとする。
- ⑩ 割引券等取扱事業者は、承認申請書に添付した書類に変更が生じた場合は、速やかに協会に提出するものとする。

<マッチング型割引券等取扱事業者>

- ① 割引券等取扱希望事業者は、約款の規定内容に同意した上で、認定申請書（様式第2号）に次のアからケに掲げる書類を添付して、協会に提出するものとする。

なお、ウ（エ）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により、原則、事業の開始の日から起算して1月以内に届け出ることとされていることから、事業の開始の日から1月以内の期間においては設置届の提出がない場合であっても割引券等取扱事業者としての認定ができるものとするが、速やかに設置届の提出を求めることとし、設置届の提出がない場合、(16)に定めるところにより認定取消を行うものとする。

加えて、ウ（エ）について、割引券対象サービスを就学児童（小学生）のみの預かりとする割引券等取扱希望事業者にあつても、本事業の認定においては、設置届が届出されていることを要件とする。

ア 事業者調査票（様式第3号）

イ 口座届（様式第4号）

ウ 開業を証明する書類

(ア) マッチング事業者の登記簿謄本（3か月以内に交付されたもの）

(イ) マッチング事業者の定款の写し

(ウ) マッチング事業者の法人の決算書・法人税確定申告書の写し（直近のもの）

(エ) マッチング事業者に登録しているベビーシッターが都道府県（指定都市、

中核市を含む)に届け出た設置届

エ 営業内容に関する書類

- (ア) マッチング事業者に登録しているベビーシッターとサービス利用者との利用契約を証するもの
- (イ) サービス利用者規約
- (ウ) サービス利用申込書
- (エ) パンフレット等顧客向け案内資料 (料金体系を示すものを添付)
- (オ) 保育レポート又はこれに類するもの (業務記録)
- (カ) 予約・手配表又は予約受付簿等、利用者の予約状況とベビーシッターの手配状況が確認できるもの

オ 割引券使用に係るベビーシッターに関する書類

- (ア) マッチング事業者に登録しているベビーシッターとの契約を証するもの
- (イ) 在宅保育業務に関するマニュアル
- (ウ) 保育の理論や実践等に関するマニュアル
- (エ) 安全管理や事故防止、事故発生時の対応等に関するマニュアル
- (オ) 自社研修に関する、年間計画表、研修カリキュラム、直近の実施済み研修会の配付資料及び参加者名簿並びに開催案内などの資料
- (カ) ベビーシッターの名簿 (登録しているベビーシッターの名前がわかるもの)
- (キ) 割引券使用に係るベビーシッターが、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知)の別添「認可外保育施設指導監督基準」第1の2(2)イの保育に従事する者の基準を満たすことがわかるもの
- (ク) 割引券使用に係るベビーシッターが、ウェブカメラの設置等に同意していることを確認できる書類
- (ケ) 割引券等取扱希望事業者が、ベビーシッターサービス利用後のベビーシッターサービス利用者による評価及び評価内容の集計・開示を行っていることが確認できるもの

カ 賠償責任保険等の証書の写し及び保険加入証明書 (割引券使用に係るベビーシッターに限る) (次の(ア)及び(イ)を満たすもの)

- (ア) ベビーシッター業およびそれに付随する一切の業務を目的とした賠償責任保険
 - 対人賠償：1名1億円以上、1事故5億円以上
 - 対物賠償：1事故500万円以上
- (イ) ベビーシッター請負先児童にかかる傷害保険
 - 死亡・後遺障害保険金額：1口100万円以上
 - 入院保険金日額：1口1,500円以上
 - 通院保険金日額：1口1,000円以上

キ マッチング事業者の労働保険及び社会保険の直近の領収証書の写し

ク 「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（平成27年6月（令和3年3月改訂版）厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室）の「3 マッチングサイト運営者が遵守すべき事項」に適合していることがわかるもの

ケ ウからクに定めるもののほか、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定めるもの

- ② 協会は、①に規定する提出書類の受付に当たっては、割引券等取扱希望事業者に対して適合しない書類の補正を求め、書類が完備した日を受付日と定めるものとする。
- ③ 協会は、②の規定により提出書類が完備されていることを確認したときは、割引券等取扱希望事業者に対して期日を指定して審査手数料の支払いを通知し、割引券等取扱希望事業者は、当該期日までに協会が指定した金融機関の口座に審査手数料を振り込むものとする。
- ④ 協会は、③の規定に基づく審査手数料の振込を確認したときは、審査・点検委員会に諮り、割引券等取扱事業者としての認定の可否を判定する。
- ⑤ ③の規定により割引券等取扱希望事業者が振り込んだ審査手数料は、認定申請書の取り下げ等により審査・点検委員会での判定を受けない場合を除き、返還しない。
- ⑥ 協会は、④に規定する審査・点検委員会における判定結果を受け、認定の可否を決定するものとし、認定することを決定したときは、割引券等取扱事業者認定通知書（様式第5号）により、認定しないことを決定したときは、割引券等取扱事業者認定却下通知書（様式第6号）により、速やかに当該割引券等取扱希望事業者に通知する。
- ⑦ ⑥に規定する認定の期間は、認定の日から認定の日が属する年度の末日までとする。
- ⑧ 前年度においてベビーシッター派遣事業の割引券等取扱事業者の認定を受けていた事業者にあつては、協会は、割引券等取扱事業者再認定に関する指示書（様式第7号）により、割引券等取扱事業者に①のクに規定する賠償責任保険証書等の提出を求めるものとし、再認定をしないことの判断に当たっては、審査・点検委員会に意見を求めるものとする。なお、当該割引券等取扱事業者は、別途協会の指示により①に規定する書類を提出するものとする。
- ⑨ 協会は、⑧の規定により提出された賠償責任保険証書等を確認し、再認定するときは、割引券等取扱事業者再認定通知書（様式第8号）により、割引券等取扱事業者に通知するものとする。
- ⑩ 割引券等取扱事業者は、承認申請書に添付した書類に変更が生じた場合は、速やかに協会に提出するものとする。

(10) 割引券の使用手続き

- ① 割引券は、次のアからサに規定する情報その他事業主等が実施要綱に基づく助成を受けるに当たって必要となる情報を記録する電磁的記録として構成され、対象者がサービスを利用したときに、当該情報のうちカからコについて特定し入力することで使用するものであり、割引券等取扱事業者が協会に提出する割引料請求書（様式第9号）及び割引料請求内訳書（様式第10号）（以下「請求書類」という。）とともに、協会が割引券等取扱事業者に支払う月ごとの割引料の合計額（以下「割引料精算金額」という。）算定の基礎となるものである。

- ア 承認番号
- イ 承認事業主名
- ウ 認証ID
- エ チケットコード
- オ 利用者氏名
- カ 利用日時
- キ 対象児童名
- ク 対象児童生年月日
- ケ ベビーシッター名
- コ 利用場所
- サ 利用ベビーシッター事業者

- ② 承認事業主は、対象者の割引券の使用に当たり、（6）の②から⑤に規定する割引券の使用条件に該当することを確認した上で、割引券を対象者に交付する。なお、この場合における（6）の⑤に規定する請負の確認については、次のア、イのいずれかの提出を求めるものとする。

- ア 対象者が割引券等取扱事業者又はマッチング型割引券等取扱事業者に登録しているベビーシッターと締結した請負契約書の写しや請負契約したことがわかるもの
- イ 注文書、利用申込書等請負によりサービスを提供していることが分かるもの

- ③ 承認事業主は、②の規定による割引券の取扱いについては、次のア及びイに基づいた処理を行う。

- ア 割引券に、対象者氏名（マイナンバーカードや運転免許証等の公的身分証明書に記載してある氏名。以下同じ。）をあらかじめ入力した上で、対象者に交付する。
- イ 割引券管理簿（様式第11号）を作成し、チケットコード、労働者氏名、利用年月日、利用時間並びに対象児童の氏名、生年月日及び利用要件を記入する。

- ④ 対象者は、サービスを利用するその日に限り、1日1回対象児童1人につき1回あたり2枚の割引券を使用できるものとする。使用枚数の上限は、使用枚数×

2,300円が利用料金を超えない範囲とする。例えば、対象児童が2名でも利用料金が3,000円の場合、1枚のみ使用可能。サービスの利用における割引券の取扱いについては、次のア及びイの規定に基づいた処理を行う。

ア 対象者は、交付された割引券を担当するベビーシッターに呈示し、担当するベビーシッターが持参するQRコードを読み取る（QRコードを利用できない場合はSPサービス店舗識別コードを入力する。）。

イ 割引券に利用日時、対象児童の氏名及び生年月日、ベビーシッター名並びに利用場所を入力する。

割引券の入力は、ベビーシッターを利用後速やかに行ってください。

利用月の翌月末を過ぎると入力できなくなり、割引が受けられなくなります。ご注意ください。

また、未来の日付は入力できません。

⑤ 割引券等取扱事業者は、入力内容を確認し、利用料金を入力する。

⑥ 承認事業主は、④の規定に基づき対象者及び割引券等取扱事業者が割引券に記録した情報について、利用日時等により就労のための割引券使用であることを確認した上で、割引券管理サイトを使用する方法により、当該情報を確定する。チケットコードごとの利用日時を割引券管理簿に記入する。

なお、この場合における就労のための使用であることの確認において、利用時間が勤務時間外の場合は、時間外勤務命令簿等の必要な帳簿類の確認を行うものとする。

⑦ 承認事業主は、割引券管理簿を保管することとし、その保管期間は当該年度終了後5年間とする。

管理簿の提出は求めませんが、管理簿で使用状況を把握し、適正枚数での運用をお願いします。なお、管理簿の保管については、「割引券管理サイト」の情報をCSVダウンロードしたデータを管理簿の様式に合わせたものでも可能です。

⑧ 対象者は、②の規定により承認事業主が交付した割引券を他人に貸与又は譲渡してはならないものとし、交付後に不要となった割引券は速やかに承認事業主に返却しなければならないものとする。

⑨ 承認事業主は、②の規定により割引券を交付した対象者が（6）の②から⑤の規定に該当しなくなったときは、当該対象者が保有する割引券を速やかに回収しなければならないものとする。

(11) 割引券の精算

① 割引券等取扱事業者は、毎月1日から末日までの1か月間に使用されたすべての割引券について、記載事項を確認の上、割引券を使用者ごとに利用日付順に並

べ、使用者ごとに割引券使用リスト（様式第 12 号。以下「使用リスト」という。）を作成し保管する。この場合における使用リストの保管期間は当該年度終了後 5 年間とする。

- ② 割引券等取扱事業者は、①に規定する割引券使用リストをもとに、請求書類を作成し、使用月の翌月（以下「請求月」という。）の 10 日（必着。10 日が協会の休日である場合は、翌日以降の最初の休日でない日。）までに簡易書留等確実な方法により協会に提出する。

なお、割引券等取扱事業者は、請求月の 10 日までに請求書類等を提出できない場合は、事前に協会に連絡をした上で、遅延の理由と今後の対策を明記した遅延理由書を作成して提出するものとする。

ただし、毎年度の最終提出日については翌年度の 4 月 10 日（必着）までとし、期日を過ぎたものについては受け付けられないものとする。

使用された割引券は、毎月 1 か月分を割引券等取扱事業者がとりまとめ、使用月の翌月の 10 日までに協会に提出します。その提出期限に間に合わなかった割引券は、ひと月前のみ、事前に協会に連絡したうえで遅延の理由書をもって精算を受け付けます。

令和 8 年度の割引券等取扱事業者による協会への最終提出は、令和 9 年 4 月 10 日必着です。

- ③ 協会は、②の規定により割引券等取扱事業者から提出された請求書類を検収・審査の上、割引料精算金額を確定し、口座届（様式第 4 号）により割引券等取扱事業者が指定する金融機関の口座に、請求月の翌月 10 日（その日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日。）までに当該割引料精算金額を振込むものとする。

- ④ 協会は、割引券等取扱事業者が次のアからカに示す事項のいずれかに該当する場合には、事実関係が確認されるまでの間、割引料精算金額の支払いを一時停止することができるものとする。

ア 割引券に不備がある場合

イ 請求書類の記載に不備がある場合（②に規定する遅延理由書の内容に疑義がある場合を含む。）

ウ 登録されている振込先金融機関の口座に不備がある場合

エ 割引券の使用又は割引料の請求に疑義がある場合

オ 実施要綱に定める規定に違反した場合

カ 重大な事故を起こした場合

(12) 割引券等取扱事業者の事業運営上の留意事項

割引券等取扱事業者は、事業の実施に当たり、以下の事項を遵守しなければならない

いものとする。

<事業者請負型割引券等取扱事業者>

- ① サービスの提供に当たっては、サービス利用者の要望等を必ず確認した上で、派遣するベビーシッターを選定すること。
また、派遣するベビーシッターの情報（経験歴、資格の有無、写真等）を事前に提供すること。
- ② サービス利用者から希望がある場合には、原則としてサービス提供日の前日までに、サービス利用者と派遣する予定のベビーシッターとの面接する機会を設けること。面接は実際に会って行うことを原則とするが、やむを得ず直接会えない場合には、テレビ電話装置等の情報通信機器等を活用し、少なくともお互いの顔を確認して面接を行うこと。
- ③ 割引券使用に係るベビーシッターの派遣に当たっては、ウェブカメラの設置等について、当該ベビーシッターから同意を得ること。
また、サービスの提供に当たっては、協会が定める「ベビーシッターサービス提供中のウェブカメラ等の設置及び運用に係るガイドライン」に沿って、適切に対応すること。
- ④ 上記のほか、(8)の③の規定に基づき協会が定める審査判定基準を遵守すること。

<マッチング型割引券等取扱事業者>

- ① サービス利用者が、ベビーシッターの依頼をする際に、当該ベビーシッターへの依頼が初めての場合には、原則としてサービス提供日の前日までに、サービス利用者と当該ベビーシッターとを面接させ、子どもを預ける相手がどういう保育者なのかを確認させること。面接は実際に会って行うことを原則とするが、やむを得ず直接会えない場合には、テレビ電話装置等の情報通信機器等を活用し、少なくともお互いの顔を確認して面接を行うこと。
- ② サービスの提供に当たっては、割引券使用に係るベビーシッターに、サービス利用者の要望等を必ず確認させること。
- ③ 割引券使用に係るベビーシッターの派遣に当たっては、ウェブカメラの設置等について、当該ベビーシッターから同意を得ること。
また、サービスの提供に当たっては、協会が定める「ベビーシッターサービス提供中のウェブカメラ等の設置及び運用に係るガイドライン」に沿って、ベビーシッターに適切に対応させること。
- ④ サービス利用後のサービス利用者による評価を実施し、当該評価内容を全て保存すること。評価内容については、投稿者が特定されないようマッチング型割引券等取扱事業者において適切な処理を行い、速やかに他のサービス利用者に対して開示すること。
また、協会は、当該評価の保存及び開示の状況について、(17)に基づく現地調査の際に確認を行うこととする。

- ⑤ 上記のほか、(8)の③の規定に基づき協会が定める審査判定基準を遵守すること。

(13) 割引券等取扱事業者の関係帳票類の保管

割引券等取扱事業者は、この事業におけるサービスを提供した場合には、以下の書類を整備し、当該年度終了後5年間保管するとともに、協会から指示があった場合は速やかに開示しなければならないものとする。なお、この場合においては、協会は、開示された情報をこの事業の適正な運営のために活用すること以外には使用しないものとする。

- ① 使用リスト
- ② 請負契約書等（(10)の②関連）
- ③ サービス予約・手配表又は予約受付簿等対象者の予約状況が確認できるもの
- ④ 保育記録
- ⑤ 対象者に対する利用料金の請求書及び請求内訳書の控え
- ⑥ 対象者が支払った利用料金の入金が確認できるもの
- ⑦ ベビーシッターの雇用契約書又はマッチング型割引券等取扱事業者に登録しているベビーシッターとサービス利用者との利用契約を証するもの
- ⑧ 割引券等取扱事業者又は対象者がベビーシッターに対して行った業務の指示内容が確認できるもの
- ⑨ その他のサービスに関する事項、内容を記録した書類及び帳簿

(14) 個人情報の保護

協会、割引券等取扱事業者及び承認事業主は、この事業におけるサービスの提供、割引券等の使用、取扱い等において得られた個人情報については、不正使用、紛失、破壊、改ざん、漏洩等がないよう、所属するベビーシッターや職員等を指導し、その保護管理に十分留意するものとする。

(15) 事故等の発生防止及び発生時の対応等

- ① 割引券等取扱事業者は、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」を参考に、事故の発生防止等のための取組みに努めるものとする。
- ② 割引券等取扱事業者は、万が一事故が発生した場合には「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～（平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」を参考に適切な対応を行うとともに、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条

の7の2第1項及び「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号）」に基づき、都道府県及び協会へ報告を行うものとする。

③ 割引券等取扱事業者は、派遣したベビーシッターが犯罪又は刑罰法令に触れる行為その他不適切な行為により、サービスを提供する乳幼児等又はサービス利用者に被害を与え、又は与えたおそれがあると認めたときは、速やかに協会へ報告を行うものとする。

④ 協会は、②又は③による報告を受けた場合には、原則、報告を受けた当日にこども家庭庁へ報告を行うものとする。

なお、③に係る報告内容について、こども家庭庁は、必要に応じて、都道府県及び関係機関に対し情報提供するものとする。

⑤ ②及び③については、割引券等取扱事業者は、派遣したベビーシッターが企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の対象外である場合も、同様に行うものとする。

(16) 割引券等使用承認事業主の承認取消、割引券等取扱事業者の認定取消

① 協会は、承認事業主が実施要綱及びこの約款に定める事項に違反したときは、承認を取消し、協会が割引券等取扱事業者に支払った割引料精算金額の一部又は全部を承認事業主に請求できるものとし、承認取消後はただちにその承認事業主名を協会のホームページで公開し、割引券等の使用を停止するよう当該承認事業主及び割引券等取扱事業者に通告するものとする。

② 協会は、割引券等取扱事業者から(15)②又は③に基づく報告を受けた場合のほか、特に必要と認める場合には、6月以内の期間を定めて、当該割引券等取扱事業者に対する認定の効力を停止することができるものとし、認定の効力を停止している期間中に提供したサービスに対する割引券の精算は行わない。協会は、認定の効力を停止したときは、ただちに、その旨を当該割引券等取扱事業者及び承認事業主に通告するとともに、協会のホームページにおいて公表するものとする。

③ 協会は、割引券等取扱事業者が実施要綱及びこの約款に定める事項に違反したとき、又は(17)に基づく勧告に従わなかったときは、認定を取消し、認定取消後のサービス及び取消前のサービスの割引料精算金額のいずれも支払わず、当該年度において既に支払った割引料精算金額については返還を求めることができるものとし、事務手数料1,000円を差し引いた上で、承認事業主が指定する金融機関の口座に利用手数料分を振り込む。

なお、認定取消後はただちにその割引券等取扱事業者名を協会のホームページで公開し、割引券等の使用を停止するよう当該割引券等取扱事業者及び承認事業主に通告するものとする。

- ④ 協会は、①の規定により承認の取消しを行い、又は③の規定により認定の取消しを行った場合は、取消しの日から5年間を経過する日の属する年度の末日まで、当該事業主の承認又は割引券等取扱事業者の認定を行なわないことができるものとする。

(17) 報告、指導等

協会は、この事業に関し必要があると認めるときは、承認事業主又は割引券等取扱事業者に対し報告を求め、若しくは必要に応じて現地調査し、又は指導・勧告を行うことができるものとする。協会が、指導・勧告を行う場合には、併せて、割引券等取扱事業者に対し、特定の日以降において、本事業に係る新規契約の停止（特定の日以降に利用者登録をした者に対して、割引券を使用したシッティングを行わないこと）及び割引券使用に係るベビーシッターの新規登録の停止等の必要な措置を求めることができる。

2 ベビーシッター派遣事業（多胎児分）

労働者が義務教育就学前の双生児等多胎児を養育している場合については、1に定めるものとは別に以下に定めるものとする。

(1) 助成の方法

協会が事業主等に対してベビーシッター派遣事業割引券（双生児等多胎児家庭用）（事業主がベビーシッター派遣事業（多胎児分）に係る助成を受けるに当たって必要となる情報を記録する電磁的記録として、割引券管理サイトを使用して作成したもの。以下「割引券（多胎児）」という。）を発行することによるものとする。

(2) 割引券（多胎児）の使用対象者

使用対象者は、1の（2）に定める対象者と同様とする。

9000円券は双子、18000円券は三つ子以上が対象です。

(3) 割引券（多胎児）の割引金額

割引券（多胎児）1枚当たりの割引金額は次のとおりとし、協会が発行する他の割引券と同日に使用することはできないものとする。

○割引券（多胎児）の割引金額

割引券（多胎児）1枚当たりの割引金額は、次の助成限度額の範囲内とし、助成限度額を超える利用料金は、対象者の負担とする。

- ア 義務教育就学前の多胎児が2人の場合……………9,000円
- イ 義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合…18,000円

(4) 割引券（多胎児）の対象サービス

- ① 割引券（多胎児）の対象となるサービスは、ベビーシッター事業者が提供するサービスのうち、義務教育就学前の双生児等多胎児を養育している対象者の義務教育就学前の児童（多胎児以外の児童を含む。）の家庭内における保育及びベビーシッターによる保育等施設への送迎に限るものとする。

なお、保育等施設への送迎は、1の（4）②と同様の取扱いとする。

- ② 割引券（多胎児等）は、利用料金が1日1回（1回あたり）2,300円以上のサービスを対象とする。

なお、この場合における利用料金とは、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まないものとする。

(5) 割引券（多胎児）の使用に関する事業主等の申込手続き

- ① 割引券（多胎児）の使用を希望する事業主等は、1の（5）①から③の手続きと併せて（割引券（多胎児）のみの使用を希望する場合も含む。）協会に申し込むものとする。
- ② 協会は、①の規定に基づく申し込みがあった場合には、1の（5）④、⑤と同様に承認の手続きを行うものとする。
- ③ 承認事業主は、割引券（多胎児）の発行を希望するときは、専門サイトから①に規定する承認申込時のほか、随時申し込みを行うものとする。

(6) 割引券（多胎児）の使用条件

割引券（多胎児）は、①に定める枚数を使用できるものとし、②に該当する場合にのみ使用できるものとする。

- ① 割引券（多胎児）の使用は、義務教育就学前の多胎児がいる対象者については、1家庭1日1回（1回あたり）1枚とし、原則として、年度内に2枚以内とする。ただし、次の特別の事由がある場合には、年度内に4枚まで使用することができるものとする。

ア 同一家庭に、多胎児を含む義務教育就学前の児童が3人以上いる場合

イ 同一家庭に、「身体障害者福祉法」第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者がいる場合

ウ 同一家庭に、「療育手帳制度について」に基づく療育手帳の交付を受けている者がいる場合

エ その他、地方公共団体が実施する障害児施策の対象となるなど、上記イ又はウのいずれかと同等程度の障害を有すると認められた者を同一家庭で養育している場合

オ 同一家庭に、介護保険の被保険者として、市町村から要介護の認定を受けた家族がいる場合

カ ひとり親家庭の場合

② 割引券（多胎児）の使用は、以下のアからエの全てに該当する場合にのみ使用できるものとする。

ア 割引券（多胎児）は、承認事業主が対象者に交付したものであること。

イ 対象者は、承認事業主に雇用されており、多胎児等の保護者であること。

ウ 対象者にサービスを提供するベビーシッター事業者は、法人格を有し、割引券等取扱事業者又は1（9）⑧及び⑨の規定により再認定した割引券等取扱事業者であること。

エ 割引券等取扱事業者又はマッチング型割引券等取扱事業者に登録しているベビーシッターは、対象者と請負契約を締結することによりサービスを提供していること。

(7) 割引券（多胎児）の発行に関する手続き

協会は、割引券（多胎児）の発行時に、割引券（多胎児）の使用を希望する事業主等の承認、割引券（多胎児）の発行、割引券（多胎児）の精算の手続きに係る費用として、事業主等に割引券（多胎児）利用手数料を請求する。

① 割引券（多胎児）利用手数料分については、以下のとおりとする。

ア 義務教育就学前の多胎児が2人の場合

割引券（多胎児）1枚につき中小事業主は金270円、それ以外の事業主は金720円。

イ 義務教育就学前の多胎児が3人以上の場合

割引券（多胎児）1枚につき中小事業主は金540円、それ以外の事業主は金1,440円。

② 協会は、①の利用手数料を承認事業主に請求する。

③ 手数料の振り込み、割引券（多胎児）の発行、受領に係る手続きについては、1の（7）③から⑦に規定する手続きに準じて行うこととする。

(8) 割引券（多胎児）の取扱いに関するベビーシッター事業者の手続き

① 割引券（多胎児）の取扱いを希望するベビーシッター事業者は、1の（8）及び（9）の手続きと併せて（割引券（多胎児）のみの取扱いを希望する場合も含む。）協会に申し込むものとする。

② 協会は、①の規定に基づく申し込みがあった場合には、1の（8）及び（9）と同様に認定の手続きを行うものとする。

(9) 割引券（多胎児）に関するその他の手続き等

割引券（多胎児）の使用手続き、割引券（多胎児）の精算等については、1の（10）から（17）の手続き、取扱いを準用することとする。

なお、割引券（多胎児）の使用手続きについては、割引券（多胎児）管理簿（様式

第 13 号) を使用し、割引券 (多胎児) の精算については、割引料 (多胎児) 請求書 (様式第 14 号) 及び割引料 (多胎児) 請求内訳書 (様式第 15 号) を使用すること。

第 6 留意事項

(1) サービス提供の拒否

- ① 割引券等取扱事業者は、対象者からサービスの申込みを受けた場合において、その内容が実施要綱及びこの約款の各条項に定めのある事項に違反する場合又は違反するおそれのある場合には、サービスの提供を拒否しなければならないものとする。
- ② 割引券等取扱事業者は、前項に該当する申込みを受けた場合には、対象者又は承認事業主に対し、違反する事項又は違反するおそれのある事項についてその旨を通告するものとする。

(2) 割引券等取扱事業者の事業運営上の留意事項

- ① 割引券等取扱事業者及びベビーシッターは、割引券の取扱いに関して次の各号に示す行為を行ってはならないものとする。
 - ア 割引券対象サービス以外のサービスを提供すること
 - イ 割引券を譲渡又は貸与すること
 - ウ ベビールーム、集団保育、イベント保育、ベビーシッター宅での保育、院内保育等対象者の家庭 (自宅) 以外の場所で割引券の使用を受け付けること
 - エ 虚偽の記載、入力を行うこと
- ② 割引券等取扱事業者は、この事業の運営にあたっては、必ずその役員等に次のいずれかに該当する者がいないことを確認しなければならないものとする。
 - ア 法律・法令に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 前号に該当する者を除くほか、拘禁 (禁固含む) 以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 社会福祉関係法令の規定により解散の命令を受け、事業の制限を受け、若しくは解散を命ぜられた者又は当該処分に係る法人の役員であった者
 - エ 破産者で復権を得ていないもの
- ③ その他ベビーシッター事業者として不適切と認められる者
- ④ 割引券等取扱事業者は、割引券使用に係るベビーシッターが、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知) の別添「認可外保育施設指導監督基準」第 1 の 2 (2) イの保育に従事する者の基準のいずれを満たすか記載された名簿を提出すること。またその証明書類は、協会から指示があった場合に提出できるよう自社で保管することとし、提出名簿に追加削除等変更があった場合は、毎月 1 日付で最新のものを提出することとする。

- ⑤ 割引券等取扱事業者は、ベビーシッターに対する定期的な研修の実施等を通して、常に提供するサービスの質の向上に努めなければならないものとする。
- ⑥ 割引券等取扱事業者は、使用された割引券を翌月10日までに協会に提出し、翌々月10日に指定の口座に割引料の振込みを受ける。ただし、請求月の1か月前に使用された割引券については、その精算にかからなかった理由を示した理由書を添付して精算することができることとする。

(3) 割引券等取扱事業者の事業廃止に関する手続き

- ① 割引券等取扱事業者は、サービスの提供に係るベビーシッター事業を廃止し又は休止するときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、その旨を書面で協会に届け出なければならない。
- ② 割引券等取扱事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届け出をしたときは、割引券等取扱事業者とサービスの利用に関する契約を締結している対象者であって、当該廃止又は休止の日以降においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の割引券等取扱事業者との連絡調整その他便宜の提供を行われなければならない。

(4) 承認事業主及び割引券等取扱事業者は、各所属の職員及びベビーシッターに対し、実施要綱及びこの約款の各条項に定めのある事項について常に周知を図るものとする。また、協会から実施要綱又はこの約款の変更等について書面若しくは口頭により通知があった場合も同様とする。

(5) 権利譲渡の禁止

承認事業主及び割引券等取扱事業者は、この事業から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は貸与し、若しくは担保に供してはならないものとする。

(6) 割引券等取扱事業者名簿の公開

協会は、割引券等取扱事業者の名簿を協会のホームページで公開するものとし、割引券等取扱事業者に変更があった場合も同様とする。

(7) 所得税の取扱いについて

令和3年1月より、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等（本事業であるベビーシッター利用料に対する助成も含まれます。）について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。

本事業の電子割引券システムは、その一部を株式会社ベネフィット・ワンに委託しています。